

物質名		アルキルHg	総Hg	Cd	Pb	有機P	Cr(VI)	As	CN	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チラウム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1,4-ジオキサン	DXN	
基準値 ⁴⁾	汚泥の場合 ¹⁾	N.D. ²⁾	0.005	0.3	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.3	0.1	0.2	0.04	0.02	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3	
	廃酸、廃アルカリの場合 ¹⁾	N.D.	0.05	1	1	1	5	1	1	0.03	3	1	2	0.4	0.2	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1	
	処理物 ²⁾	廃酸、廃アルカリの場合	N.D.	0.05	1	1	1	5	1	1	0.03	3	1	2	0.4	0.2	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	0.1
		廃酸、廃アルカリ以外の場合	N.D.	0.005	0.3	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.3	0.1	0.2	0.04	0.02	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3
排出源		適用																										
業種	施設																											
※14 廃PCB等又はPCB処理物分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物洗浄施設又は分離施設																												
※15 担体付き触媒の製造(塩素又は塩化水素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設																												
※16 担体付き触媒(使用済みのものに限る。)から金属の回収(ソーダ灰を添加してばい焼炉で処理する方法及びアルカリによる抽出する方法(ばい焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち次に掲げるもの ・ろ過施設 ・精製施設 ・廃ガス洗浄施設																												
※17 フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法に限る。*1)の用に供する施設のうち次に掲げるもの ・プラズマ反応施設 ・廃ガス洗浄施設 ・湿式集じん施設 (*1 廃棄物混焼法、液中燃焼法、過熱蒸気反応法)																												

- 1) 国内で生じたものであって、表中の排出源の工場又は事業場から生じたもの
- 2) 1) を処分するために処理したもの
- 3) 環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4) 基準値mg/L(溶出量)、ただし「廃酸、廃アルカリ」、「処理物の廃酸、廃アルカリ」はmg/L(含有量)及びDXNの「汚泥、その処理物」はng-TEQ/g(含有量)
- (注) 業種番号と施設記号は水質汚濁防止法施行令別表第1による。
※印の業種番号と施設番号はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2による。
基準値は、総理府令第5号(ダイオキシン類は環境省令)、廃棄物処理法施行規則別表1(廃酸・廃アルカリ)による。